

企画提案仕様書

1 業務名

札幌市制 100 周年記念ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズ作成支援業務

2 背景と目的

札幌市は 1922 年（大正 11 年）から市制を施行し、1972 年（昭和 47 年）に政令指定都市へ移行しており、令和 4 年（2022 年）に市制施行 100 周年、政令指定都市移行 50 周年という大きな節目の年を迎える。

この節目を迎えるに当たり、これまでの 100 年間、札幌の街が先人達の努力によって成長を続け、世界に誇る都市に発展したことを広く周知するとともに、これからの 100 年も魅力と活力を創造し続ける街であることを目指す契機とすべく、令和 4 年度において札幌市制 100 周年記念事業（以下「本事業」という。）を実施する予定である。

本業務は、本事業全体の PR を効果的に行うことを目的としたロゴマークデザイン及びキャッチフレーズの作成を支援し、並びに、それらを統一したイメージで運用するために使用方法等を記載したガイドラインを作成するものである。

3 業務内容

受託者は、下記業務に係る一切を業務範囲とし、業務実施に向けた広報、連絡調整及び費用の支払い、関係者との権利関係の調整、業務に関わる運営等を一括して行うものとする。

(1) ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズの作成支援

本事業は、100 年の歴史を振り返り、札幌市の発展を祝うとともに、街の発展に貢献された方への表彰等を行う記念式典を挙げるほか、冠事業（※1）や特別事業（※2）、連携事業（※3）等の各種事業を実施するものである。

本業務において、上記事業のほか、市や企業等の発行物や商品、イベントなどの様々な機会を活用することで本事業の PR を効果的に行うことを目的としたロゴマークデザインやキャッチフレーズの作成を支援すること。

ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズの作成支援においては下記の事項に留意すること。

ア 共通条件

作成されるロゴマークデザイン及びキャッチフレーズは、次の条件を全て満たしていること。

(決定方法等)

- ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズの場合は公募することとし、作成過程において何らかの形で札幌市民の意見を反映させること。なお、公募範囲は札幌市内に限定しない。
- 公募の告知においては、各種媒体を活用の上、効果的な周知を図るよう努めることとし、告知の内容及び掲載日等については事前に委託者と十分に協議し、承認を受けた上で決定すること。

- 公募に当たっては、決定したロゴマークデザイン及びキャッチフレーズを、本市及び本事業の関係者が無償で利用することが可能となるよう、権利関係などの諸条件を整理した上で行うこと。また、できるだけ多くの応募が得られるよう、募集期間や賞品の有無等を考慮の上、委託者と十分に協議し、承認を受けた上で実施すること。
- 募集要項や応募用紙等、公募を実施するために必要な書類を作成し、必要に応じ、内容について弁理士等の確認を受けること。また、内容については委託者と十分に協議し、承認を受けた上で決定すること。

(審査等)

- 上記公募により応募のあった作品の取りまとめや資料作成のほか、審査に関わる業務全般を行うこと。
- 審査の具体的な方法については、委託者と十分に協議し、承認を受けた上で決定すること。

(その他)

- ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズは、概ね上記2に記載した事業目的に沿ったものとなること。また、それらを一体で使用した場合の効果を考慮したものであること。
- ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズは令和3年8月31日までに作成することとし、作成過程における市民や企業等からの問合せに対応すること。

イ ロゴマークデザインの作成に係る条件

- 「100」を象徴するものであること。
- 「サッポロスマイル」マークは活用しないこと。
- 決定過程においてデザインに関する専門家等の意見を聴取し、考慮すること。
- 作成後は商標登録を行うこと。

ウ キャッチフレーズの作成に係る条件

- 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」で掲げた下記の都市像のいずれかを考慮したものであること。
 - ・ 『北海道の未来を創造し、世界が憧れるまち』
 - ・ 『互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち』
- 決定過程でコピーライター等の広告に関する専門家の意見を聴取し、考慮すること。
- 作成したキャッチフレーズが商標登録可能なものであれば商標登録を行うこと。

※1 冠事業 … 本市の各部署が主体となり、既存のイベント事業等に「札幌市制100周年記念」等の冠付けやロゴマークデザインやキャッチフレーズを用いたPRなどを行う事業

- ※2 特別事業 … 本市の各部署が主体となり、本事業における記念事業として新規に行う事業又は、既存事業のうち本事業としてプラスαの内容を実施する事業。いずれも、冠事業と同様、冠付けやロゴマークデザインやキャッチフレーズを用いたPRなどを行う。
- ※3 連携事業 … 札幌市が企業や団体（以下「企業等」という。）と連携し実施する事業又は、企業等が主体となり実施する事業のうち、本事業の目的に沿うものとして企業等から本市への申請に基づき実施する事業。前者については、冠事業や特別事業と同様、冠付けやロゴマークデザインやキャッチフレーズの利用に係る申請は不要。後者については、企業等からの申請に基づき、本市の了解を得た事業について利用を認めるものとする。

(2) ガイドラインの作成

連携事業において企業等がロゴマークデザインやキャッチフレーズを使用する場合に、企業等がロゴマークデザイン等を統一したイメージで運用できるよう、それらの扱い方を記載したガイドラインを作成すること。作成に当たっては、事前及び作成過程において委託者と十分に協議を行い、適宜内容の確認を受けること。

(3) 業務報告書等の作成

本業務全体の実施結果等を取りまとめた業務報告書を作成すること。また、ロゴマークデザイン及びキャッチフレーズの作成過程において審査や会議等を実施した場合は、適宜、業務報告書とは別にその報告書を作成し、委託者へ提出すること。

4 成果物の提出について

受託者は、業務完了後速やかに、業務完了届及び業務報告書を下記のとおり提出すること。なお、メディアのフォーマット及びファイル形式等は Windows に対応したものとし、事後に改変が可能な状態で納品すること。

- (1) 業務完了届 1部
- (2) 業務報告書 1部
- (3) 上記書類及びロゴマークデザイン等の作成物のデータを収めた CD-R 又は DVD などのメディア 1枚

5 履行期間

契約締結の日から令和3年11月30日（火）まで

6 業務を遂行する上で遵守すべき要件

- (1) 業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者を1名配置すること。
- (2) 契約締結後、業務の実施計画及び工程表を提出すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上の詳細な内容について、委託者と十分な打ち合わせを行い、

承認を受けること。

- (4) 受託者は、関係法令を遵守し、誠実に業務の遂行に当たること。

7 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 個人情報の取り扱いについて

受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守ること。

9 権利関係

- (1) この業務の遂行に伴う打合せ、資料、調査、計画等の内容は第三者に漏らさないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、納品した成果物について、受託者が有する著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。

なお、成果物が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨を踏まえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条第2項の規定に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。

10 特記事項

- (1) 本業務の履行に当たり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理することとし、この仕様に定めのない事項については、委託者と受託者の協議の上で決定する。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 本業務の履行に当たり、委託者は、受託者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りでない。受託者は、本業務の遂行に当たって収集し、知り得た企業、市民等の情報等の一切の事項について、本業務の履行期間及び履行後において、外部に漏えいがないようにするとともに、目的外に使用しないこと。
- (5) 本事業において、本業務とは別に業務委託を行うことにより、他業者との連携を求められることがあるので、その場合は相互に協調を保ち作業の便宜と進捗を図ること。
- (6) 本業務の遂行に当たり必要がある場合は、適宜、相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (7) 本業務に関する事故等は、委託者に速やかに報告するとともに、受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 受託者は、本業務の遂行に当たり、感染防止の対策を十分に講ずるよう留意すること。

【別記】個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。